

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ラムサール条約登録湿地「宮島沼」の保全活用促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

美唄市

3 地域再生計画の区域

美唄市の全域

4 地域再生計画の目標

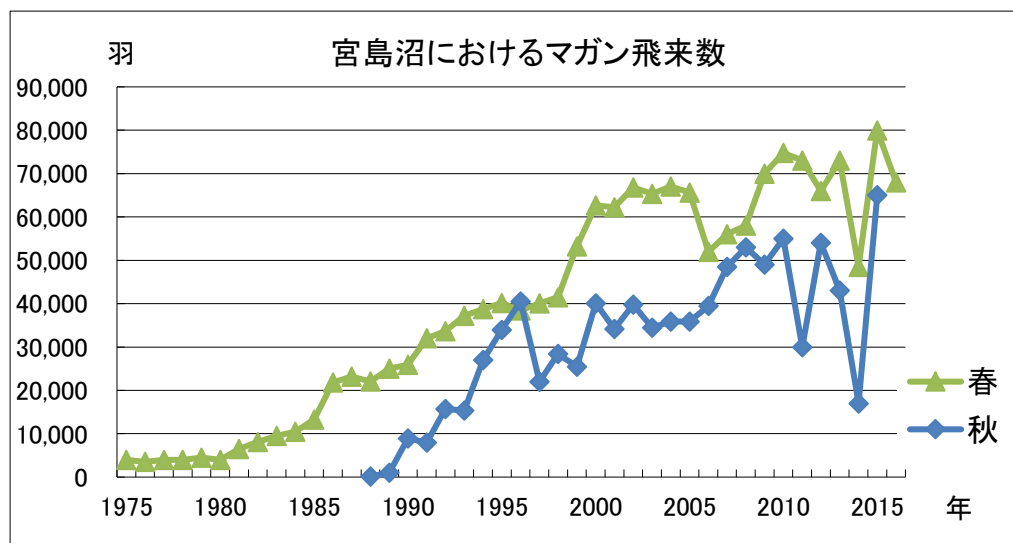
4-1 地域の現状

美唄市は、札幌市と旭川市のほぼ中間にあり、市内の中央は国道 12 号線と J R 函館本線、道央自動車道（美唄インターチェンジ）が南北に縦貫し、北海道の流通の要所となっている人口 23,035 人（H27 年度国勢調査）の市である。

市内の中央を走る国道 12 号線の東側は丘陵・山岳地帯で、かつては豊富な「石炭」を産出した地域であるが、観光面では、世界的にも有名な彫刻家・安田侃（かん）氏の芸術空間を堪能できる「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」を設置し、年間約 2 万 4 千人の来場者があり、市の過去 5 年間の観光入込客数は、年間 30 万人～32 万人で推移している。

国道 12 号線の西側は北海道最大の一級河川である石狩川が流れ、その周辺には田園地帯が広がる道内有数の「米どころ」となっており、毎年春と秋には、国の天然記念物である「マガン」が多数飛来するラムサール条約登録湿地（2002 年登録）の「宮島沼」がある。

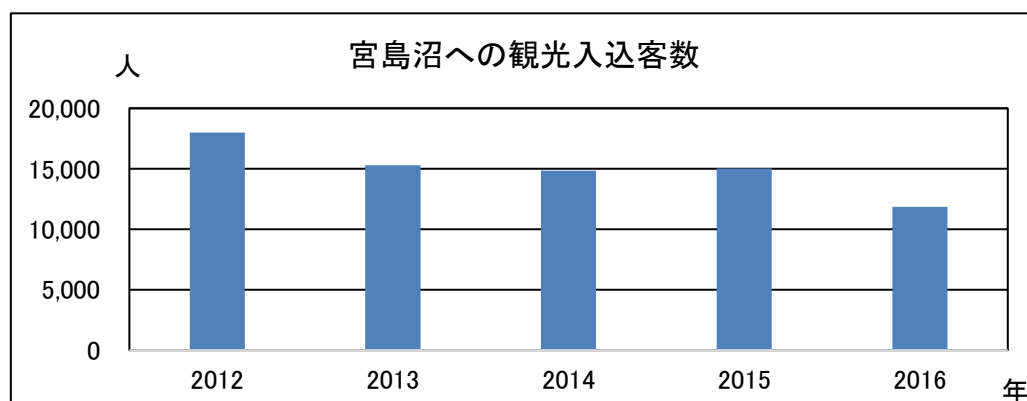
宮島沼には、春と秋に多種の渡り鳥が飛来しており、特に天然記念物であるマガンの飛来数は、春は 7 万羽、秋は 5 万羽を超えている。マガンは、東アジア地域で約 15 万羽が生息していると推定されているが、宮島沼はその半数を支える重要な湿地である。マガンが宮島沼に飛来する理由は、沼の周囲が開けて見通しが良く、周辺に餌となる田んぼの落ちもみが豊富に存在するためと考えられている。このようなことから、本市では、「地域の重要な宝」である宮島沼を観光資源として位置付けており、多数のマガンが飛来するシーズンには、テレビニュースや新聞等のメディアでマガンの飛来が報道されることにより、市内外から家族連れなどの一般観光客や写真愛好家が訪れており、年間約 1 万 1 千人の来訪者がある。



4-2 地域の課題

ラムサール条約に登録されている宮島沼は、国際的にも重要な湿地という位置付けがされており、本市においては、湿地を保全するとともに、自然とのふれあいや環境学習活動など湿地を積極的に活用する取組を進めている。

そこで、宮島沼にマガンなどの渡り鳥が飛来し、多様な生物が生息できる環境を持続させるため、水質悪化や沼の縮小などの課題に取り組むとともに、沼の概要をわかりやすく紹介する看板及びアクセス上主要となる道路沿線の案内看板が老朽化により倒壊しており、観光客への案内に支障がでていることから、これらの看板を設置することが必要となっている。また、宮島沼の観察区域以外の鳥獣保護地区特別保護地区及び周辺農道・農地へ観光客が侵入してしまうことにより、湿地の保全が損なわれ、また、周辺農家への迷惑行為となってしまうため、これらの問題を解決するための立入禁止の看板の設置を行うことも必要となっている。



(宮島沼水鳥・湿地センター 調べ)

4-3 目標

宮島沼において、鳥獣保護地区特別保護地区等への侵入を防ぐための立入禁止の看板の設置を行い、マガンをはじめとする多様な生物が生息できる持続可能な環境づくりを進めるとともに、沼の概要をわかりやすく紹介する看板や主要幹線道路沿線に案内看板を設置し、観光客の受け入れ態勢を整備することにより、宮島沼への観光入込客数の増加を図ることを目標とする。

【数値目標】

事業	ラムサール条約登録湿地「宮島沼」 の保全活用促進事業	年月
KPI	宮島沼への観光入込客数	
申請時	11,855 人	H30. 1
初年度	15,000 人	H31. 3
2 年目	17,000 人	H32. 3
3 年目	20,000 人	H33. 3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

ラムサール条約に登録されている宮島沼は、国際的に重要な湿地という位置付けがされており、湿地を保全するとともに、自然とのふれあいや環境

学習活動など湿地を積極的に活用する取組を進めている。

そこで、宮島沼にマガンなどの渡り鳥が飛来し、多様な生物が生息できる環境を持続可能なものとするため、学識経験者による検討会議を開催することにより、水質悪化や沼の縮小などの課題に取り組むとともに、観光客の受け入れ態勢を整備することにより、宮島沼への観光入込客数の増加を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

（1）事業名：ラムサール条約登録湿地「宮島沼」の保全活用促進事業

（2）事業区分：観光業の振興

（3）事業の目的・内容

（目的）

2002年にラムサール条約に登録されている宮島沼は、国際的に重要な湿地という位置付けがされており、本市においては、湿地を保全するとともに、自然とのふれあいや環境学習活動など湿地を積極的に活用する取組を進めている。

マガンの飛来地としての価値の他にも、観光や教育、歴史や文化、治水や利水などの面において、多様な価値を持ち合わせており、宮島沼の課題を解決し、良好な自然環境を保つことは、これら多様な価値を保全する上で不可欠となっている。

より多くの人に宮島沼の重要性を実感してもらい、良好な自然環境を保つことに協力してもらうことで、地域の重要な宝として将来にわたって引き継いでいくことが可能となる。

このため、宮島沼における水質悪化や沼の縮小などの課題を改善することにより、多数のマガンが持続的に飛来する環境を目指すとともに、老朽化により倒壊した案内看板の設置を行うほか、湿地の保全を図り、また、沼の周辺農家への迷惑行為を防ぐための立入禁止の看板の設置を行うことなど、観光客の受け入れ態勢を整備することにより、宮島沼への観光入込客数の増加を図ることを目的とする。

（事業の内容）

宮島沼において、鳥獣保護地区特別保護地区等への観光客の侵入を防

ぐための立入禁止の看板の設置を行い、マガンをはじめとする多様な生物が生息できる持続可能な環境づくりを進めるとともに、沼の概要をわかりやすく紹介する看板や主要幹線道路沿線に案内看板を設置し、観光客の受け入れ態勢を整備する。

→各年度の事業の内容

ラムサール条約登録湿地「宮島沼」の保全活用促進計画

初年度) 立入禁止の看板を製作し宮島沼周辺に設置する。

沼の概要を紹介する看板を製作し宮島沼に設置する。

沼への案内看板を製作し主要幹線道路沿線に設置する。

(4) 地方版総合戦略における位置付け

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「地域資源を使って新しい人の流れをつくる」ことを基本目標として定めており、『ラムサール条約登録湿地「宮島沼」の保全活用促進事業』を実施することは、基本目標に掲げた数値目標である観光入込客数（年間市内観光入込客数 H26 年度 31 万人→H31 年度 90 万人）の目標達成に直接寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業	ラムサール条約登録湿地「宮島沼」 の保全活用促進事業	年月
KPI	宮島沼への観光入込客数	
申請時	11,855 人	H30. 1
初年度	15,000 人	H31. 3

(6) 事業費

(単位：千円)

ラムサール条約登録 湿地「宮島沼」の保 全活用促進事業	年度	H30	計
	事業費計	1,677	1,677
区分	需用費	1,677	1,677

(7) 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

	H30	計
株式会社河村ビル開発	1,530	1,530
計	1,530	1,530

(8) 事業の評価の方法 (PDCA サイクル)

(評価の手法)

本事業のK P Iである観光入込客数を公表する。また、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を進捗管理する産官学金労言で構成される「美唄市総合計画審議会戦略専門部会」において、事業結果を評価・検証する。

(評価の時期・内容)

事業実施年度の翌年度5月に美唄市総合計画審議会戦略専門部会による効果検証を行う。

(公表の方法)

目標の達成状況については、検証後、速やかに美唄市公式ホームページにおいて公表する。

(9) 事業期間

平成30年4月～平成31年3月

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 学識経験者による検討会議(宮島沼の保全と再生に関する検討会議)の開催

事業概要： 大学及び研究機関の学識経験者を招聘したうえで検討会議を開催。同検討会議において平成29年度末に策定予定の宮島沼の課題解決に向けた指針である「宮島沼の保全と再生に関するマスタープラン(仮称)」掲載の各種取

り組みについての評価・検証を行う。

事業主体：美唄市

事業期間：平成 30 年度～平成 32 年度

(2) 各種環境学習会の開催

事業概要： 年間を通じて多数の観光客を呼び込むとともに、湿地の保全活動に理解を深めることを目的として、マガンの観察会・宮島沼周辺のフットパス等の各種環境学習会を年 20 回程度開催する。

事業主体：宮島沼プロジェクトチーム（事務局：美唄市）

事業期間：平成 30 年度～平成 32 年度

(3) 宮島沼カントリーフェスの開催

事業概要： 観光客と地元農業者との交流を目的として、農産物の直売や各種イベントを中心とした手作り農業祭を年 1 回開催する。

事業主体：宮島沼プロジェクトチーム（事務局：美唄市）

事業期間：平成 30 年度～平成 32 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

美唄市総合計画審議会戦略専門部会において評価・検証する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

各事業実施年度の翌年度 5 月に美唄市総合計画審議会戦略専門部会による効果検証を行い、翌年度以降の取組検証を決定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後、速やかに美唄市ホームページにおいて公表する。